業 務 仕 様 書

１　業務の件名

名張市立北中学校及び名張市立南中学校における弁当注文販売業務

２　業務の期間

令和９年４月１日から令和１１年７月３１日まで

３　業務の場所

名張市立北中学校　　名張市美旗中村２３８０番地

名張市立南中学校　　名張市つつじが丘南１番町２４１番地

（以下「対象学校」という。）

４　業務の対象者及び員数

・ 対 象 者　対象学校の生徒及び教職員等（以下「生徒等」という）

・ 対象員数　名張市立北中学校　生徒 ２９１人　教職員 ３０人

・　　名張市立南中学校　生徒 ２９６人　教職員 ２５人

５　販売実施日

弁当の販売実施日は、対象学校が指定する日とする。(年間おおむね１９０日)

６　弁当の申込みと料金の取扱い

（１）生徒等は、原則、当日の朝の指定された時間内に、代金を添えて弁当を申込む。対象学校は、弁当を申込んだ生徒等に食券を交付する。食券は、弁当販売事業者（以下「事業者」という。）が印刷等を行い準備する。

（２）対象学校において弁当の注文個数を取りまとめ、事業者に申し込む。

（３）代金の回収・精算は、事業者の責任で行う。

７　配送の方法

事業者は、対象学校からの申込みに基づき、弁当を対象学校が指定する時刻までに配送すること。また、学校に配送されてから喫食までの時間は３０分以内となるよう努めること。

弁当の配送には、専用の配送車を使用すること。運搬時は、適切な温度管理が図られるような措置を講じること。

弁当の調理終了から喫食までの時間は、２時間以内が望ましい。

８　弁当の受渡し及び容器等の回収

（１）事業者は、対象学校に弁当を納品し、その代金を受け取る。

（２）事業者は、生徒等が返却した弁当容器、残飯等を回収するものとする。

９　弁当の価格及び種類

弁当の生徒等への販売価格は、１食あたり６００円とし、大盛りについては５０円増とすること。弁当の種類は、２種類以上（日替わり弁当・カレーライスを含む）とすること。

10　情報提供

対象学校は、事業者に学校行事及び日課予定に関する情報を提供すること。

事業者は、教育委員会に毎月の販売実績を対象月の翌月１５日までに報告すること。

11　献立への配慮

献立の作成にあたっては、次のことに配慮すること。

（１）「学校給食摂取基準（文部科学省）」にならい、中学生が食する昼食として相応しい献立内容とすること。

（２）地域で生産された食材の使用に努めること。

（３）パン・おにぎりの単品での販売はしないこと。

12　献立表

事業者は献立表を作成し、販売日の１０日前までに教育委員会の確認を受けること。決定した献立表は、対象学校に販売日の７日前までに必要枚数を届けること。

献立表には、その日の献立内容のほか、栄養価、注意事項、その他必要な事項を記載すること。

１３　販売上の事故等への対応

業務を遂行するのに困難な状況が発生した場合は、速やかに対象校に状況を報告し、その指示に従い対応すること。

（１）交通事情やその他の事情により、指定の時刻までに弁当の配送が困難となった場合

（２）食材調達の事情等により献立に示した弁当の販売が困難となった場合

（３）その他業務の遂行が困難となった場合